

会 議 録

会 議 名	平成29年度 第2回東松山市いじめ問題対策連絡協議会					
開 催 日 時	平成30年2月16日（金）			開 会	15時00分	
				閉 会	16時05分	
開 催 場 所	東松山市総合会館3階 306会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 自己紹介 5 協議 （1）本市のいじめの現状、いじめ防止等の取組状況について （2）いじめ問題等に係る各関係機関からの取組について （3）その他（本市いじめ防止等の基本方針：改訂版について） 6 その他 7 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数	0人		
非公開の理由 （非公開の場合）						
委員出欠状況	会 長	池田 孝司	出席	委 員	堀内 節雄	出席
	副会長	山口 謙一	出席	委 員	須藤 哲	出席
	委 員	橋谷 研二	出席	委 員	江連 万徳	出席
	委 員	恩田 工	出席	委 員	瀧口 絵里子	欠席
	委 員	佐々木 敦子	出席	委 員	杉浦 裕美	出席
	委 員	高橋 典子	出席	委 員	横田 菜月	出席
	委 員	松井 明彦	出席			
事 務 局	教育長 中村 幸一			教育部次長 関口 敬氏		
	学校教育課長 吉岡 武志			指導主事 瀧澤 彰滋		

次 第	顛 末
1 開 会	事務局：学校教育課長 吉岡 武志
2・3 あいさつ 及び委嘱状の 交付	中村教育長 <委嘱状の交付>（2名）
4 自己紹介	各委員・事務局が、名簿順に順次、自己紹介
5 協 議	<p>（議長：池田 会長）</p> <p>・今回の会議に係る議事録の確認を行う委員として、橋谷 研二 委員 及び 恩田 工 委員を指名</p> <p>（1）：（事務局）</p> <p>協議事項（1）「本市のいじめの現状及びいじめ防止等の取組状況について」 報告をさせていただく前に、本市では、昨年度、大変痛ましい事件があり、二度 とそのような事件を起こさないために、東松山モデル「つなぐ」を提唱して、 全庁・全市をあげて現在取り組んでいるところです。</p> <p>この「いじめ問題対策連絡協議会」につきましても、子供たちの健やかな成長 を支えるための、「つなぐ」の一つとして位置づけられるものと、とらえています。 そのため、委員の皆様に対し、まず初めに「つなぐ」の進捗状況について、 お伝えさせていただきます。</p> <p>「東松山モデル『つなぐ』進捗状況」について</p> <p>「つなぐ1」の「家庭」では、</p> <p>①チェックシート「大丈夫？」・子育て「こんなところに気をつけて」の作成、 配布</p> <p>②子育て世代包括支援センターの設置</p> <p>③在宅子育て支援チケットの配布</p> <p>④「知って安心子育てガイド」の作成、配布</p> <p>「つなぐ2」の「学校」では、</p> <p>①「生徒指導専門職員」の配置（活動状況の説明）</p> <p>②電子メール相談窓口「SOSつなぐ」の設置および、「SOSつなぐカード」 を市内全小・中学生に配付</p> <p>③道徳教育・命の教育のさらなる充実</p>

「つなぐ3」の「地域」では、

- ①サポートチーム・ケース会議の実施
- ②愛の一声運動の推進（全16回・述べ1,537人参加）

「つなぐ4」の「関係機関」では、

- ①東松山地区少年非行防止ネットワークの推進
- ②庁内連携体制の充実（関係各課との情報連携・情報共有）
- ③保護者への啓発活動

それでは、協議事項の（1）「本市のいじめの現状及びいじめ防止等の取組状況について」報告をさせていただきます。

こちらは、平成23年度から平成28年度まで、過去5年分の国・県・市における「いじめの認知件数および解消率」を示した表になります。今年度については、本市のみ12月31日までの調査結果がすでに出ていますので、この表に記載させていただきました。

これらは、毎年、全国で統一して行っている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の、「いじめ」に関する調査結果をまとめたものです。

表の方を見ていただきますと、「いじめの認知件数」は、国・県・市ともに年々、増加傾向にあることが、わかるかと思えます。

これは、「いじめ防止対策推進法」が平成25年に施行となり、それに伴い、いじめの定義やいじめの態様が改められて示されたこと。また、いじめに対する教職員の理解や意識が高まってきていることの表れであると考えられます。

本市では、昨年度の「いじめの認知件数」が、小学校44件、中学校39件でした。小学校・中学校ともに、認知されたいじめは、すべて解消しております。

いじめの認知件数については、年々、増加傾向にあります。これは、軽微なものであっても、訴えがあればすべていじめと認知し、解消を図っているためです。このことは、国や県で出されている方針に則ったものであり、いじめの認知に対する理解が進んでいることを示しています。また解消率をご覧くださいますと、29年度については、少し数値が低いと思われる方もいるかもしれません。これについては、今年度、「いじめの解消」の定義が改訂されたことが大きく影響しています。改訂の内容としては、「いじめの止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続しているものであり、本人および保護者の同意・確認をこまめにとること」というように定義が示されております。

本市における「いじめの取組状況」としては、「いじめ防止対策推進法」にもありますように、各学校が実態に応じて対策委員会をつくり、全教職員で組織的

に取り組んでいます。今後も、「いじめを訴えやすい体制づくり」をさらに推進していただけるよう、市内の全小・中学校に働きかけていきます。

(1) については、以上です。

(2) いじめ問題等に係る各関係機関の取組について

(山口委員) : 小学校

・本校では、改訂されたいじめの定義のもとに、担任を中心にして、アンテナを高く持ち、保護者や関係機関とも連携をしながら対応をしているのが現状です。ちょっとしたけんかや些細なものであっても小さなうちに芽を摘み、解決が図れるようにしています。

(橋谷委員) : 小学校

・小さなうちにしっかりといじめの芽を摘むことを踏まえ、本校では毎月、木曜の朝の時間を活用して、いじめアンケートを実施しています。内容は発達段階に応じたもので、訴えがあれば即対応をしています。また、市教委で作成した生徒指導カルテを活用し、情報の共有、連携を図っています。

(恩田委員) : 中学校

・本校では、学期に1回、教育相談を実施し、2者面談を担当と生徒で行っています。

その面談の前には事前のアンケートも実施しています。また、生徒指導部会を毎週行うとともに、中学校は教科担任制でもあるので、全体で情報共有を図りながら進めています。訴えがあれば、保護者とも情報を共有しながら、組織的に解決を図っています。

(松井委員)

・児童相談所では、いじめを主訴とする相談はありません。しかし、つきつめていくと、いじめも背景にあったということもあります。そういった場合には、関係機関と連携し、情報共有をしながら対応をしています。いじめは、人権問題であるので、そういった自覚を持って、関係者が対応していくことが大切だと思っています。

(堀内委員)

・警察では、「薬物乱用防止教室」等を通じて、いじめは絶対にやってはいけないということを訴えています。いじめを生まない環境づくりが大切ですし、いじめは犯罪ですので、いじめを通じて事件性があるものであれば、警察に通報をしていただきたいと思います。

6 その他	<p>(須藤委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局においては、いじめ相談・人権相談を行っています。無料の相談カードを来年度は、少し前倒しして6月には学校に配布したいと考えています。その他に、子ども人権110番、メール相談なども行っています。また、人権教室・人権作文なども関連活動として行っています。 <p>(江連委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA連合会では、3月1日に発行予定の広報誌において、「東松山モデル『つなぐ』」を取り上げ、情報共有を図るとともに、PTAの交流会なども設定しながら情報交換が活発に図れるようにしています。 <p>(杉浦委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員は、民生委員の中で主に、子供に対しての活動を行っています。平成28年9月から、ウエルカムベビー訪問を実施しています。また、今年度より全中学校で、赤ちゃん抱っこ体験を実施し、赤ちゃんの時からつなぐということをしています。保・幼・小・中にも伺い、つなげてもらっています。 <p>(横田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校で、年に2回「連絡協議会」に参加させていただいて、情報共有をさせていただいています。家庭環境等、子供たちを取り巻く環境が大きく影響していると思います。このような会議等の場で、情報を互いに出し合って、サポートし合える体制作りが必要だと考えています。 <p>(高橋委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに主任児童委員・民生委員を経験してきて、主任児童委員が地域の民生委員を訪問時に紹介しているということを知り、地域と家庭とのつながりが生まれるので、これからもつながりを深めていってほしいと感じました。 <p>協議事項(3) その他の「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針改訂版」について、説明をいたします。</p> <p>これは、平成29年10月に国や県の改訂版をもとに、本市改訂版として、各小・中学校に示したものです。改訂箇所については、赤字ならびに下線部によって、わかりやすく示しています。</p> <p>改訂の内容につきましては、9頁から10頁で、「いじめを、必ず学校全体の組織で情報を共有し、取り組むこと」と示しています。</p> <p>また、11頁から12頁で、「いじめの解消の定義について、新たに、本人および保護者が、3か月以上いじめのない状態が続いているという判断をしている</p>
-------	--

	<p>こと」と示しています。</p> <p>さらには、13頁において、「学校は、詳細な調査をすることなく安易に『いじめはなかった』という判断はしないこと」と示しています。</p> <p>主な改訂の内容については、以上です。</p> <p>(佐々木委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この「いじめの方針：改訂版」は、配布等しているのでしょうか。また、市内で共通理解は図れているのでしょうか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年の10月に、各学校に本データを説明とともに提示をし、市内の小中学校が同様にいじめに対する指導ができるようにしています。また、3月1日にも予定されていますが、市内の担当教諭が集まって行う研修会等で、再度周知をし、同一歩調で取り組んでいけるようにしていきます。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度も、予定通り全2回の本協議会を開催させていただきました。 <p>本市におきましては、いじめの重大事態に至る事案がなく、今日のこの会議を終えられたことを報告させていただきます。委員の皆様におかれましては、引き続き次年度も参加いただき、本市におけるいじめについての協議等をしていただければと思っています。</p>
7 閉 会	事務局：学校教育課長 吉岡 武志
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>平成30年 2月21日</p> <p style="text-align: center;"> <u>署名委員 橋谷 研二</u> <u>署名委員 恩田 工</u> </p>	